

和泉市青少年自主活動支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青少年が自主的に企画運営する平和保持、人権問題、環境保護問題、地域間交流、多文化共生を目指す取組等人権擁護を中心においた青少年の自主活動に伴う費用の一部を補助することにより、青少年の人権意識向上及び健全な育成を図ることを目的とする。

(対象事業)

第2条 市は、25歳以下の青少年の団体が主催する平和、人権問題、環境保護問題、青少年の地域間交流、多文化共生等人権擁護を目的とする体験学習又は交流、研修会等の事業に要する費用の一部を、和泉市青少年自主活動支援補助金(以下「補助金」という。)として予算の範囲内において補助するものとする。ただし、同一の事業について和泉市又は市に準ずる団体からの助成金等を受けている場合は、これらと重複して交付を受けることはできない。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、和泉市内に在住し、又は在学する者の団体であって、その総数の3分の2以上が小学生、中学生、高校生、大学生等の25歳以下の青少年により構成されている10人以上の団体に限る。

2 前項の団体を引率し、又は指導する26歳以上の者(以下「引率者」という。)がある場合においては、引率者のうち次に掲げる人数分に限り、補助金の対象となる費用に含むことができるものとする。

(1) 高校生以下の青少年10人につき引率者1人

(2) 青少年で介助を必要とする障がい者3人につき引率者1人

(補助金の額)

第4条 補助金の交付は、毎年1団体1回限りとし、事業費の2分の1以内で市長が定める額を補助する。

2 補助金の額の上限は、1団体につき100,000円とする。ただし、複数の団体から補助金の交付申請があり、補助金を交付すべき金額の総額が予算の範囲を超える場合は、予算に申請団体数を除した金額(1,000円未満は切り捨てとする。)を上限とする。

3 第1項の事業費とは、第3条第1項の団体及び同条第2項の引率者に係る ①交通費 ②宿泊費 ③研修にかかわる使用料、賃借料 ④講師謝礼金、⑤印刷製本費及び消耗品費

⑥ その他特に和泉市青少年自主活動支援補助金審査委員会が必要と認めた経費等の合計予算額をいい、団体等の管理経費や自ら負担すべき性格を要する経費（飲食代及び保険代等）は対象経費に含まない。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに和泉市青少年自主活動支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

（1）和泉市青少年自主活動支援補助金実施計画書（様式第2号）

（2）和泉市青少年自主活動支援補助金収支計画書（様式第3号）

（3）規約、会則等団体の概要に関する書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項に掲げるもののほか、事業の参加者が決定したときは、その名簿を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる者が事業に参加する場合は、当該各号に定める書類を添付するものとする。

（1）未成年者 保護者の参加承諾書

（2）介助を必要とする障がい者 介助を必要とすることを示す書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは教育委員会を通じて交付の適否及び補助金額について審査を和泉市教育委員会助成審査委員会規則（平成24年和泉市教育委員会規則第6号）別表で規定する和泉市青少年自主活動支援補助金審査委員会（以下「審査会」という。）に依頼する。

2 審査会は、次条で定める審査方法により交付の適否及び補助金額を審査し、教育委員会を通じて市長に報告するものとする。

3 市長は、前項の報告をもとに交付の可否及び補助金額を決定し、和泉市青少年自主活動支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により補助金の交付申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（審査方法等）

第7条 補助金の交付の適否及び補助金額の審査は、審査会を年1回開催し、書類審査（1次審査）及びプレゼンテーション（2次審査）により行うものとする。

2 審査会委員は、1次審査及び2次審査の終了後、各申請事業に対し委員1人20点満点で評価するものとする。

3 補助金の交付は、前項の合計点数が出席委員の満点の半数以上取得したものを対象とする。

4 補助金交付額は、申請額に取得した点数を満点で除した率（補助率）を乗じて得た額（1,000円未満は切り捨てとする。）とする。

（事業計画の変更）

第8条 第5条の補助金交付申請書を提出した者が、その後においてやむを得ない理由により、その事業計画の一部を変更し、又は中止しようとする時には、和泉市青少年自主活動支援補助金実施計画変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、変更の内容が軽微なものと認められる場合は、この限りではない。

- （1）変更実施計画書（様式は任意）
- （2）変更収支計画書（様式は任意）
- （3）その他市長が必要と認める事項

（補助金の変更交付決定）

第9条 市長は、前条の変更交付申請書を受理したときは、当該書類についてその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、和泉市青少年自主活動支援補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 第6条第3項及び第9条の交付決定を受けた者は、和泉市青少年自主活動支援補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に和泉市青少年自主活動支援補助金収支決算書（様式第8号）を添付して事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地検査等を行うことにより交付すべき補助金の額を決定して、補助事業者に対し、和泉市青少年自主活動支援補助金交付確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 申請者は、前条の通知後、和泉市青少年自主活動支援補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出し、補助金の交付請求を行わなければならない。

（返還命令）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付を受けた者に対し、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

- (1) 詐欺又は不正により補助金の交付を受けた場合
 - (2) 補助金の目的以外に補助金を使用した場合
 - (3) 交付を受けた補助金を当該補助の目的に使用しなかった場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱の趣旨に違反して補助金の交付を受け、若しくは使用し、又は交付を受けた補助金を使用しなかった場合
- (書類の保存)

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を10年間保存しなければならない。

附則（平成16年3月31日制定）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附則（平成24年8月7日一部改正）

この訓令は、令達の日から施行し、平成24年7月9日から適用する。

附則（平成28年4月8日一部改正）

この訓令は、令達の日から施行する。

附則（平成29年5月9日一部改正）

この訓令は、令達の日から施行する。

附則（平成31年1月24日一部改正）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和元年12月11日一部改正）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和3年2月25日一部改正）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

和泉市青少年自主活動支援補助金交付申請書

和泉市長 あて

所在（住所）地

団体名

代表者名

和泉市青少年自主活動支援補助金交付要綱第5条に基づき下記のとおり申請いたします。

記

申請額 金 円

事業名	
実施場所	
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日
申請金額	

（添付書類）

- 1 和泉市青少年自主活動支援補助金実施計画書（様式第2号）
- 2 和泉市青少年自主活動支援補助金収支計画書（様式第3号）
- 3 団体の概要を示す規約・会則

（注）申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。

様式第2号（第5条関係）

和泉市青少年自主活動支援補助金実施計画書

事業名				
団体の構成	(小学生)	(中学生)	(高校生)	(25歳以下)
	1年生 名	1年生 名	1年生 名	名
	2年生 名	2年生 名	2年生 名	
	3年生 名	3年生 名	3年生 名	(26歳以上)
	4年生 名			名
	5年生 名			
	6年生 名			(介助者)
	小計 名	小計 名	小計 名	小計 名
	合計	合計	合計	総合計 名
事業目的と内容				
事業計画内容				

様式第3号（第5条関係）

和泉市青少年自主活動支援補助金収支計画書

【収入の部】

収入内容	金額	説明
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

【支出の部】

支出内容	金額	説明
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

和泉市青少年自主活動支援補助金実施計画変更承認申請書

和泉市長 あて

所在（住所）地

団体名

代表者名

年 月 日付けで申請をした 年度和泉市青少年自主活動支援補助金に係る事業計画の一部を変更、又は中止したいので、和泉市青少年自主活動支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更実施計画書（別紙）
- 2 変更収支計画書（別紙）

様式第6号（第9条関係）

和泉 第 号
年 月 日

所在（住所）地

団体名

代表者名

様

和泉市長

印

和泉市青少年自主活動支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度和泉市青少年自主活動支援補助金については、下記のとおり変更することを決定したので、和泉市青少年自主活動支援補助金交付要綱第9条の規定により、通知します。

記

- | | | | |
|---|-------------|---|---|
| 1 | 補助金等既決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金等変更交付決定額 | 金 | 円 |

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

和泉市青少年自主活動支援補助金実績報告書

和泉市長 あて

所在（住所）地
団体名
代表者名

和泉市青少年自主活動支援補助金交付要綱第10条に基づき下記のとおり報告いたします。

記

1. 事業実績
2. 事業効果

（注） 事業時の写真を複数添付して下さい。

様式第8号（第10条関係）

和泉市青少年自主活動支援補助金収支決算書

【収入の部】

収 入 内 容	金 額	説 明
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

【支出の部】

支 出 内 容	金 額	説 明
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

(注) 支出した金額の根拠となる領収書は必ず添付して下さい。

様式第9号（第11条関係）

和泉 第 号
年 月 日

所在（住所）地

団体名

代表者名

様

和泉市長

印

補助金等交付確定通知書

年 月 日付け、和泉 第 号により交付の決定をした 年
度和泉市青少年自主活動支援補助金について、下記のとおり交付することに確定し
たので、和泉市青少年自主活動支援補助金交付要綱第11条の規定により、通知し
ます

記

1 補助金等交付確定額 金 円

年 月 日

年度 和泉市青少年自主活動支援補助金請求書

和泉市長 あて

所在（住所）地
団体名
代表者名

みだしの補助金を下記のとおり受けたいので、和泉市青少年自主活動支援補助金
交付要綱第12条の規定により請求します。

記

1. 請求額 金 円

2. 振込み先

	金融機関名	支店名	口座番号
振込先			普通 当座
フリガナ			
口座名義			

（注）申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。